

## 補助金受け取りの流れ①（雨水浸透ます）

1 内灘町指定下水排水設備等工業者に相談し、雨水浸透ますを選択する。（設置はまだしないでください。）

↓

2 補助金交付申請書（様式第1号、別紙1）を提出する。

【添付書類】①設置場所の住宅地図

②建物平面図（設置箇所を記載する）

③雨水浸透ますの構造図（寸法・容量が記載されているもの）

④見積書（工事店または販売店の押印があるものの写し）

⑤着工前の写真

⑥税関係調査同意書

⑦同意書（土地・建物の所有者と浸透ます設置者が異なる場合）

↓

3 補助金交付決定通知書を受け取る。（申請者の方へ郵送します。工事店の方には電話等でご連絡します。）

↓

4 雨水浸透ますを設置する。（着工前と施工中、完成後の写真撮影が必要です。）  
（※着工前と施工中の写真は、工事完了後には撮影不可能です。ご注意ください。  
また写真は12種類必要です。詳しくは別紙をご参照ください。）

↓

5 補助事業実績報告書（様式第4号）を提出する。

【添付書類】①領収書（工事店または販売店の押印があるものの写し）

②写真一式（12種類）

↓

6 補助金確定通知書を受け取る。（申請者に郵送します。）

↓

7 請求書及び協定書（※協定書は2部）を提出する。

↓

8 補助金及び協定書（押印済み1部）を受け取る。（申請者に郵送します。）

## 補助金受け取りの流れ②（雨水貯留槽）

1 雨水貯留槽を選択する。（購入・設置はまだしないでください。浄化槽転用貯留槽の場合は内灘町指定下水排水設備等工業者に相談してください）

↓

2 補助金交付申請書（様式第1号、別紙1）を提出する。

【添付書類】①設置場所の住宅地図

②建物平面図（設置箇所を記載する）

③雨水貯留槽の構造図（寸法・容量が記載されているもの）

④見積書（工事店または販売店の押印があるものの写し）

⑤着工前の写真

⑥税関係調査同意書

⑦同意書（土地・建物の所有者と雨水貯留槽設置者が異なる場合）

↓

3 補助金交付決定通知書を受け取る。（申請者の方へ郵送します。）

↓

4 雨水貯留槽を購入・設置する。（着工前と施工中、完成後の写真撮影が必要です。）  
（浄化槽転用の場合は、工事完了後の槽内の写真も必要です。）

↓

5 補助事業実績報告書（様式第4号）を提出する。

【添付書類】①領収書（工事店または販売店の押印があるものの写し）

②写真一式（完成前及び完成後）

↓

6 補助金確定通知書を受け取る。（申請者に郵送します。）

↓

7 請求書及び協定書（※協定書は2部）を提出する。

↓

8 補助金及び協定書（押印済み1部）を受け取る。（申請者に郵送します。）

※トイレの排水等に利用する場合は、別途排水量を計測するメーターをお客様のご負担で設置していただく必要があります。また、計量法上、メーターは8年ごとの取替が必要です。

※再利用する雨水をお子様が誤飲したりしないようご注意ください。

年 月 日

内灘町長

住所又は所在地

ふりがな  
氏名又は名称及び代表者名

印

電話番号 ( ) —

### 補 助 金 交 付 申 請 書

内灘町補助金交付事務取扱規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助年度 年度
- 2 補助事業名 雨水浸透施設等設置費補助事業
- 3 補助金申請額 ¥
- 4 補助事業の目的 雨水の流出を抑制し、浸水対策に資する。
- 5 補助事業の内容及び経費の配分 (別紙 1 のとおり)
- 6 補助事業実施期間 着手予定 年 月 日  
完了予定 年 月 日
- 7 補助事業の効果  
雨水貯留施設・雨水浸透施設の設置により、敷地内からの雨水の流出を抑制



年 月 日

内灘町長

申請者 住所

名前

印

## 税関係調査同意書

内灘町雨水浸透施設等設置費補助金の交付に必要な税関係情報の記録を町長が調査することに同意します。

# 同意書

雨水浸透施設等の設置に係る、下記表示の土地・建物の使用について同意する。

使用の同意をしようとする土地の表示

所在	地番	地目	土地の面積	うち使用する面積	備考
内灘町字			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
内灘町字			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
内灘町字			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

使用の同意をしようとする建物の表示

所在	地番	種類	建物の面積	うち使用する面積	備考
内灘町字			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
内灘町字			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
内灘町字			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

年 月 日

《使用者》

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

《所有者》

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日

内灘町長

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

印

補助事業  $\left[ \begin{array}{c} \text{変更} \\ \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right]$  承認申請書

年 月 日付け内上下第 号により補助金交付決定の通知があった雨水浸透施設等設置を  
変更  
下記のとおり 中止 したいので承認されたく、内灘町補助金交付事務取扱規則第 5 条第 2 項の規定  
廃止  
により申請します。

記

1  $\left[ \begin{array}{c} \text{変更} \\ \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right]$  の理由

2 補助金申請額 変更前の額 円  
変更後の額 円

差引  $\left[ \begin{array}{c} \text{追加} \\ \text{減額} \end{array} \right]$  申請額 円

3. 変更の内容（別紙のとおり）

（注）変更前及び変更後の事業の内容及び経費の配分を比較対象できるように補助金交付申請書の様式により変更前を括弧書で 2 段書すること

(別紙)

変更の内容

(1) 補助事業の内容

上段 ( ) 書きは変更前、下段は変更後

施工場所	内灘町字						
補助対象	種目	雨水貯留施設			雨水浸透施設		
		浄化槽転用		浄化槽転用を除く	雨水浸透ます		
	区分	単独・合併	人槽 m <sup>3</sup>	1000以上 2000未満	2000以上	口径 200mm	口径 300mm
数量	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
指定工事店名							
補助対象工事見積内容							
工事種別 (規格・寸法)		単価 (円)		数量	金額 (円)	補助金額 (円)	
( )		( )		( )	( )	( )	
( )		( )		( )	( )	( )	
( )		( )		( )	( )	( )	
( )		( )		( )	( )	( )	
				計	( )	( )	

(2) 経費の配分

上段 ( ) 書きは変更前、下段は変更後

項目	事業費	財源配分	
		町補助金	自己資金
雨水浸透施設等設置費	( )	( )	( )
差引			

《添付書類》

平面図、構造図、見積書



年 月 日

内灘町長

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

印

補助事業実績報告書

年 月 日付け内上下第 号により補助金交付決定の通知があった雨水浸透施設等設置を下記のとおり実施したので、内灘町補助金交付事務取扱規則第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

施工場所		内灘町字					
設置 施設	種目	雨水貯留施設			雨水浸透施設		
		浄化槽転用		市販	雨水浸透ます		
	区分	単独・合併	人槽 m <sup>3</sup>	容量 ℓ	口径 200mm	口径 300mm	口径 350mm 以上
		数量	基	基	個	個	個
総事業費							
補助金申請額							
指定工事店名							

《添付書類》

設置写真

販売店又は施工業者の領収書の写し

## 雨水浸透施設及び貯留施設の管理に関する協定書

内灘町（以下「甲」という。） \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は雨水浸透施設及び貯留施設（以下「雨水浸透貯留施設」という。）について、その機能を十分に発揮させることを目的とし、下記の通り管理に関する協定を締結する。

第1条 本協定の対象とする施設は、内灘町雨水浸透施設等設置費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受け、設置された雨水浸透貯留施設とする。

第2条 乙は、雨水浸透貯留施設の設置目的にそった機能を発揮させるため、点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。

第3条 甲は、必要に応じて雨水浸透貯留施設の状況調査を行い、指導・助言するものとし、乙はこれに協力するものとする。

第4条 工事完成后、施設自体の変形、破損及び浮き上がり等、あるいは施設の異常からその他のものに事故、問題等が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第5条 乙は、当該施設を7年以上存続させ、廃止されない限りにおいて、その保全に努めなければならない。

2 乙が、雨水浸透貯留施設を廃止、若しくは変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。また、乙が転居等に伴い雨水浸透貯留施設を第三者に譲渡等しようとするときは、その旨を甲に届出るとともに、その第三者に対し、当該協定を遵守する必要があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙両者が協議し決定するものとする。

第7条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から乙が雨水浸透貯留施設を廃止した日までとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 河北郡内灘町大学1丁目2番地1  
内灘町

氏名 内灘町長 川口 克則

乙 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 雨水浸透施設及び貯留施設の管理に関する協定書

内灘町（以下「甲」という。） \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は雨水浸透施設及び貯留施設（以下「雨水浸透貯留施設」という。）について、その機能を十分に発揮させることを目的とし、下記の通り管理に関する協定を締結する。

第1条 本協定の対象とする施設は、内灘町雨水浸透施設等設置費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受け、設置された雨水浸透貯留施設とする。

第2条 乙は、雨水浸透貯留施設の設置目的にそった機能を発揮させるため、点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。

第3条 甲は、必要に応じて雨水浸透貯留施設の状況調査を行い、指導・助言するものとし、乙はこれに協力するものとする。

第4条 工事完成後、施設自体の変形、破損及び浮き上がり等、あるいは施設の異常からその他のものに事故、問題等が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第5条 乙は、当該施設を7年以上存続させ、廃止されない限りにおいて、その保全に努めなければならない。

2 乙が、雨水浸透貯留施設を廃止、若しくは変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。また、乙が転居等に伴い雨水浸透貯留施設を第三者に譲渡等しようとするときは、その旨を甲に届出るとともに、その第三者に対し、当該協定を遵守する必要があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙両者が協議し決定するものとする。

第7条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から乙が雨水浸透貯留施設を廃止した日までとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 河北郡内灘町大学1丁目2番地1  
内灘町

氏名 内灘町長 川口 克則

乙 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

# 請 求 書

年 月 日

内灘町長

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者

印

下記のとおり 内灘町雨水浸透施設等設置費補助金 を請求します。

記

	拾万	万	千	百	拾	円

<補助金振込先；内灘町指定金融機関>

銀行名	銀行 金庫 組合		支店 出張所						
口座名義人									
預金種目	普通 当 座	口座番号							